

札幌刑務所

所長 遊佐篤史 殿

令和7年9月18日

札幌弁護士会

会長 岸田 洋輔

同人権擁護委員会

委員長 高木 淳平

## 勧告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告する。

### 第1 勧告の趣旨

貴所においては、令和4年11月4日付け札幌刑務所長達示第24号「被収容者の外部交通に関する実施細則について」第50条第1項により、他の被収容者による信書の代筆を禁止し、また、下書きも代筆と同等の行為であるとして禁止しているにも拘わらず、貴所職員は、令和4年11月中に、2度に亘り、申立人に対して、貴所の被収容者であるB氏宛に届いた通信文に関し、差出人であるA氏に対する返信文の下書きをそれぞれ行わせた。

この結果、各下書きの機会を通じて、A氏の氏名及び住所が、同人の承諾なくして申立人に知られることとなった。

当会は、上記貴所職員の対応は、貴所の内規に違反することはもとより、A氏のプライバシー権を侵害するものであると認め、今後は下書き行為を含む信書の代書を他の被収容者に行わせることなく、前記実施細則にしたがい、B氏を含む自筆することのできない被収容者の申出があった場合は、守秘義務のある職員に代筆を速やかに行わせるなど適切に対応し、外部交通を阻害することのないように勧告する。

### 第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

# 調査報告書

下記人権救済申立事件につき、以下のとおり調査結果を報告します。

## 記

事件名 人権救済申立事件  
事件番号 2022-28  
受付日 2023年（令和5年）2月2日  
相手方 札幌刑務所

### 第1 処置意見

札幌刑務所に対し、別紙勧告書の主文のとおり勧告する。

### 第2 申立の趣旨及び理由

#### 1 申立の趣旨

外部の第三者A氏から札幌刑務所内の被収容者であるB氏宛に送付された信書の氏名及び住所が、A氏の同意なくして申立人を含むB氏以外の被収容者に漏洩されており、A氏のプライバシー権を侵害している。

#### 2 事実経過についての申立人の申述内容

申立人は令和4年9月頃から、同所職員から、字が書けない被収容者であるB氏の代わりに、B氏宛に送付されたA氏からの信書の受領印を代印させられたり、返信の代筆をさせられたり、B氏宛に自治体から送付された非課税所得世帯向けの給付金の申請書類の代筆をさせられたりしている。自分の他にも申立人の把握する限りで4人の被収容者が同様の代筆行為をさせられている。

信書の受領手続の流れであるが、工場で就労中の午前中の時間帯に、担当職員から信書が届いている被収容者を一斉に呼び出し、受領の指印を押させ、居室へ戻った際に配布する運用となっており、本人以外の被収容者が信書を閲覧できないようにされている。

申立人は令和4年11月当時、第一工場の班長を務めていたが、班員であり、字が読めず書くこともできないB氏宛てに信書が届いた際、担当職

員から、班長であるという理由で代印するように言われた。

申立人は当初断ったが、職員から「断ったら懲罰にするぞ」と告げられ、やむなく代印をし、その際当該信書の内容も開示された。

また、B氏の居住地である自治体宛から届いた、非課税所得世帯向けに給付される5万円の給付金の申請書類も代筆をさせられた。

申立人が代印や代筆をさせられる信書は常にA氏から送付されてきたものであるため、申立人はA氏の住所や職業、家族構成まで記憶してしまった。

申立人としては、A氏の氏名や住所等の個人情報をも本人の承諾なく開示を受けており、刑務所職員の行為は同人のプライバシー権を侵害していると考えている。

### 3 これまでの調査及び札幌刑務所からの回答の概要

現在までに、申立人との面談調査（令和5年6月8日）、札幌刑務所より4度、照会に対する回答を受領し（令和5年9月28日、令和6年3月1日、令和6年10月24日、令和7年2月4日）、当事者であるB氏との面談調査（令和6年6月10日）を実施し、また、札幌刑務所から以下の回答が得られた。

- (1) 札幌刑務所にB氏という被収容者がおり、同氏は令和4年6月20日から令和5年4月2日まで、第一工場に在籍していた。
- (2) B氏は殆ど読み書きができず、自身宛に届いた信書を閲読することも返信文を作成することも出来ない。
- (3) 担当職員は、下記ア、イのとおり、申立人に対し、A氏宛て信書の一部について下書きを行わせた（以下、「本件各行為」という。）。この際、本件各行為について事前にA氏の同意を得ていなかった。

#### ア 1通目の信書

令和4年11月（詳細日時不詳）、B氏は、札幌刑務所の担当職員に対し、A氏から受けた信書に対し返信をしたいので申立人に代筆して欲しいことなどを申し出た。

これに対し担当職員は、申立人に代筆させることは認めなかったが、B氏に返信の内容を述べさせてこれを申立人に下書きさせ、B氏が下書きをなぞる方法で筆記することは問題ないと考え、工場内において、B氏に、A氏に対する返信内容を述べさせ、同内容を申立人がB氏の便箋に記載させる方法で下書きを行わせた。

#### イ 2通目の信書

B氏は、同月（詳細日時不詳）、担当職員に対し、A氏宛に年賀状を

発信したい旨を申し出た。

これに対し担当職員は、同年賀状の差出人部分（B氏の氏名及び当所住所）を申立人に下書きさせることは問題ないと考え、工場内において、差出人部分について申立人に下書きを行わせた。

#### (4) 参考事項 1

札幌刑務所では、令和4年11月4日付け札幌刑務所長達示第24号「被収容者の外部交通に関する実施細則について」（以下、「本件実施細則」という。）第50条第1項において、「被収容者が信書を作成する場合において、他の被収容者に代筆させることは許さないものとする」と定め、同条第2項において「自筆することができない被収容者が代筆により信書の作成を希望するときは、職員に代筆させるものとする。」と定めているところ、上記3(3)ア、イの担当職員が申立人に信書の下書きをさせた行為は、代筆と同等の行為であり、内規に反することが認められた。

そのため同刑務所では、令和5年3月、担当職員に対し当該行為について相応の措置を執り、当該担当職員を含め、関係職員に対し、上記信書の代筆に関する定めについて周知し、注意喚起をはかった。

なお、札幌刑務所が本件実施細則において被収容者による信書の代筆を禁止する理由は、被収容者が他の被収容者の信書の代筆をした場合、代筆した被収容者が当該信書の内容を他に漏らす恐れがないとは言えないことにあり、下書きもこれと同様の恐れがあることから、下書きが行われた場合は内規違反と判断するとのことであった。

#### (5) 参考事項 2

札幌刑務所は、令和5年4月21日、職員2名がA氏と面談し、A氏に対して前記事実経過について説明すると共に、申立人がA氏の氏名及び住所を知ったことについて謝罪した。

### 第3 人権侵害性

- 1 札幌刑務所の回答によれば、本件実施細則第50条1項により、他の被収容者による信書の代筆を禁止しており、また、下書きも代筆と同等の行為であるとして禁止する運用とされている。

同条項の制定趣旨は、信書の所有者及び差出人のプライバシー保護及び受刑者間での情報漏洩による刑務所内の秩序紊乱の防止にあるものと窺われる。

- 2 令和4年11月中に2度、同刑務所の職員が、本件実施細則に違反して、B氏によるA氏宛の信書の下書きを申立人に行わせた。

この際の経緯については、申立人の申述内容と刑務所の回答に相当の

食い違いがあり、詳細は判然としないものの、少なくとも本件各行為の機会を通じて、A氏の住所及び氏名が申立人に漏洩する結果が生じたことに争いはない。

そうすると、申立人がA氏の氏名と住所を把握したのは、同刑務所の職員が、本件実施細則に違反して、本来自らが行うべきである信書の代筆(下書きを含む)を、申立人に行わせたことが原因であると認められる。

- 3 上記事実を前提とすると、札幌刑務所においては、本件実施細則に反して申立人に信書の下書きをさせており、かつ、下書きをさせる際に、信書の管理を刑務所が適切に行わなかったことにより、申立人に対して、A氏の住所及び氏名が漏洩される結果を生じさせた。

また、A氏は、他の被収容者が下書き行為をすることについてあらかじめ同意をしておらず、通常一般人としても、刑事施設の被収容者宛に差し出した信書が、名宛人以外の被収容者に開示されその住所及び氏名が把握されることを許容しているとは考えがたいことからすると、担当職員による本件各行為は、A氏のプライバシー権(自己情報コントロール権・最高裁平成15年9月12日判決等参照)を侵害するものであると認められる。

- 4 ところで、本件各行為の発覚後、札幌刑務所においては令和5年3月に、担当職員に対する「相応の措置」を執り、当該担当職員を含め、関係職員に対し、上記信書の代筆に関する定めについて周知し、注意喚起をはかり、又、同年4月21日、同所職員2名がA氏と面談し、A氏に対して前記事実経過について説明すると共に、申立人がA氏の氏名及び住所を知ったことについて謝罪したとのことであり、一応の被害回復及び再発防止措置が執られているとのことである。

しかしながら、本件各行為が、本件実施細則が札幌刑務所において職員に対して周知されているはずであるにもかかわらず同細則に違反して行われたものであること、本件各行為は、自筆することができない被収容者の信書の発受信に関わるものであって、プライバシー権のみならず被収容者の外部交通権にも関わる重要な人権に関するものである。

これらの事実を踏まえると、当会としては、今後、実施細則に基づいて、刑事施設職員が、自筆することができない被収容者に代わって適切に信書の代筆を行い、差出人のプライバシー権のみならず、被収容者の外部交通権をも十分に確保するためにも、勧告を発することが相当であるとの結論に至った。

- 5 なお、他の被収容者による信書の代筆の禁止を徹底した結果、もしB氏や同氏のように信書を自筆することができない被収容者の信書の発送

の機会が実質的に奪われ、外部交通が制限されるような事態が生じてしまふとすれば、本末転倒というほかない。

よって、単に信書の代書を他の被収容者に行わせないことだけではなく、信書を自筆することができない被収容者の申出に本件実施細則第50条2項に基づき、守秘義務ある職員による代筆を速やかに行わせるなど、適切に対応すべき点も合わせて勧告するべきであると考えます。

#### 第4 結論

よって、申立人の申立てには理由があり、当会は札幌刑務所に対して、別紙勧告書記載のとおり勧告することが相当である。

以 上